

制度概要

波佐見町中小企業振興資金保証（略称：波佐見）		
目 的	波佐見町内の中小企業の健全な発展に資するため、中小企業者に必要な資金の融資を円滑にし、もってその振興を図ることを目的とする。	
保 証 の 対 象 （ 資 格 要 件 ）	波佐見町内に事業所を有し、同一事業を1年以上継続して営む中小企業者であって、町税を完納しているもの。	
対 象 資 金	事業資金（運転資金、設備資金）	
保 証 条 件	貸付限度額	1,000万円以内
	保証期間	10年以内
	返済方法	分割返済、一括返済
	貸付形式	証書貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年1.90%
保 証 料 率	基準料率	①無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証の場合 年0.45%～1.90% ②セーフティネット保証1～4、6号の場合 年0.80% ③セーフティネット保証5、7～8号の場合 年0.75%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ただし、セーフティネット保証を除く。 ③保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。
	保証料補助	波佐見町が全部を補助する。 ただし、適用料率③による保証料率引上げ分を除く。
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象 ただし、セーフティネット保証1～4、6号を利用する場合は対象外	
取扱金融機関	十八親和銀行	
申 込 時 添 付 書 類	①セーフティネット保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項各号の規定に基づく町長の認定書 ②町税の納税証明書(未納がない旨のもの) ③その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	①申込先：東彼商工会波佐見支所 ②令和4年10月1日以降の保証申込であってセーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を利用した場合、半期に一度、業況報告書の提出が必要。	
実 施 日	昭和49年8月1日 創設 令和7年7月7日 最終改正	